

# 国際財務報告基準(IFRS)に関する豪州調査報告

2009年10月

日本経団連企業会計部会  
日本公認会計士協会  
財務会計基準機構/企業会計基準委員会

## 1. 調査の目的

IFRSを先行して採用している豪州におけるIFRS導入時の影響や現在のIFRSに対する取り組み状況などについて調査・意見交換すること、及び豪州の会計関連諸団体との関係を強化することを目的とする。

## 2. 日程・訪問先(詳細は別紙)

9月15日(火) シドニー

豪州証券取引所(ASX)

\*豪州株主協会(ASA)

豪州金融監督庁(APRA)

\*KPMG

Grant Thornton 会計事務所

豪州勅許会計士協会(ICAA)

9月16日(水) キャンベラ

豪州商工会議所(ACCI)

財政・規制緩和省(DFD)

財務省(Treasury)

豪州会計検査院(ANAO)

9月17日(木) メルボルン

豪州会計基準委員会(AASB)

\*豪州証券投資委員会(ASIC)

Alumina Limited

National Australia Bank(NAB)

\*Deloitte Touche Tohmatsu(DTT)

\*財務報告審議会(FRC)

KPMG

\*Telstra Corporation

9月18日(金) シドニー

豪州証券投資委員会(ASIC)

注1) \*印は財務報告審議会(FRC)メンバー

注2) 上記日程・訪問先は、FRC議長兼IASCFトラステイヤー Jeffrey Lucy氏によるアレンジ

## 3. メンバー

(順不同敬称略)

日本経団連企業会計部会長

島崎 憲明

日本公認会計士協会専務理事

木下 俊男

日本公認会計士協会IFRSデスクグループ長

児嶋 和美

企業会計基準委員会専門研究員

丸山 顕義

住友商事主計部副部長

服部 進睦

#### 4. 当調査の成果

- ・豪州における先行事例は諸環境が異なるものの、日本における IFRS 導入にあたり導入コストや監査事務所の対応など豪州が IFRS 採用に当たり直面した問題点やその解決について参考となる面があり、今後の導入過程で活用できる。
- ・豪州の会計関連諸団体との良好な関係を構築することに資したと考える。アジア・オセアニアにおける関係強化の礎を築いたこととなり、今後の連携により日本の発言力強化に繋げていくことが可能となったものと思われる。

#### 5. 豪州における IFRS 導入の概要

- ・ 2002 年に IFRS 導入が決定され、2005 年から強制適用されている。IFRS の適用対象は、全ての entity であり、単一の基準が採用されている。非営利企業や豪州政府等の公的機関にも、IFRS が適用されている。
- ・ AASB(豪州会計基準委員会)が会計基準を設定し、FRC(財務報告審議会)がその活動を監督している。企業による IFRS の適用状況は、ASIC(豪州証券投資委員会)によって、監視されている。IFRS を全面的に導入した現在、会計基準設定主体としての AASB の主要な役割は、IASB に対して積極的に意見発信を行い、IFRS 設定のプロセスに関与し貢献することである。
- ・ 豪州の会計基準はもともと原則主義であり、IFRS 導入以前から IFRS との調和を取っていたため、IFRS への移行は基本的にスムーズに行われた。また、英国と法制度が類似しており、言語も同じ(英語)であることも、スムーズな導入を可能とした理由であると考えられる。

#### 6. 主要論点

##### (1) 導入によるコスト/ベネフィット

###### <ベネフィット>

- ・ 財務諸表の比較可能性の向上や、海外からの資本流入の増大、資金調達コストの低減。ただし、これを裏付ける統計的数値はない。(FRC, AASB, Telstra)
- ・ グローバル企業においては、各国の拠点が共通の基準を持つことで、連結作業が軽減され、また、従業員の異動が容易になった。(AASB, Alumina)
- ・ 監査人にとって IFRS のみを教育すればよいので負担は減少した(従前は複数の基準を教育する必要があった)。(AASB)

###### <コスト>

- ・ 導入コストの発生。金融商品会計の一部について豪州基準と IFRS との差異が大きいため、特に金融機関は影響が大きく、システム関連でコストがかさんだ(APRA によると 20~100 百万豪ドル。NAB では 150 百万豪ドル)。一方、金融機関以外では、年間の外部費用としては、概ね平年の 20~25%増とのこと。ただし、導入コストについての網羅的な統計データはない。(ACCI, APRA, AASB)
- ・ その他、豪州基準の適用指針(従業員給付など)の喪失、自国にあった基準開発の権限の喪失、開示の増加も、デメリットとして挙げられる。(AASB)

## (2) 会計基準・原則主義

- ・ ビッグ4の間で会計基準の解釈は共通しており、さらに、規制当局も監査事務所と会合を持ち、共通の認識を持つようにしている。こうした事情により、IFRSについての統一されたガイドラインは豪州にはないものの、原則主義の大きな問題とはならなかった。(FRC, ASIC)
- ・ IFRSは原則主義と言われているが、実際はIAS39のように詳細な規則が定められている場合がある。(FRC)
- ・ ICAAは基準の解釈を出さない。単に会員に参照すべき箇所を示し、混乱を避けるよう誘導するのみである。(ICAA)
- ・ 会計基準差異の影響が大きかったのは、金融商品会計や無形固定資産(IFRSでは認識要件を満たしていない無形固定資産が豪州基準では資産計上されていた)などである。
- ・ 当初、IFRSにおける会計方針の選択肢を除外して一つの会計方針のみを豪州に適用させたが、豪州企業に選択の余地を残す方が混乱が少ないことから、除外した会計方針の選択肢を元に戻した。IFRSを採用するのであれば部分的な採用は避け、丸ごと取り入れるべきである。(AASB)
- ・ 豪州では確定決算主義・損金経理要件がなく、税法がIFRS採用の障害になることはなかった。従来から税務基準と豪州会計基準とがパラレルで存在しており、豪州会計基準がIFRSに置き換わったに過ぎない。(Treasury)

## (3) 財務諸表作成実務

- ・ 財務諸表の注記は豪州基準の倍以上となった(注記のみで百数十ページ)。但し、米国基準との比較では減少したケースもある模様。(FRC)
- ・ 2004年4月に、AASBよりAASB1047「IFRS採用の影響の開示」が公表され、企業は採用の1年前の事業年度において、IFRS採用による影響を注記することが要請された。影響は文章による説明が要求されたが、可能な限り数値による影響を開示することも要請された。この準拠の状況は、監督当局であるASICによる調査を受けた(1社を除いてすべて開示。10%が影響額を開示した)。(AASB, ASIC)
- ・ 当初、豪州基準から引き継いだ追加的な開示要求を残したが、IFRS適用の混乱を避けるため、結果的に殆どの追加開示は削除した。(AASB)

## (4) 監査事務所の対応

- ・ 豪州独自のガイドラインはないため、各企業はAccounting Policy Manualを作成している。その際、会計士のサポートが必要であり、会計士の能力が重要な要素になった。原則主義の運用にあたっては、監査事務所内で、豪州ローカル事務所がグローバル本部に問い合わせることがあり、企業への質問の回答に時間がかかることが多かった。(FRC)
- ・ ビッグ4それぞれがロンドンにシンクタンクを持っており、ビッグ4の間では主要な問題点については見解が統一されている。また、監査事務所のオピニオン・ショッピングの問題は、ビッグ4の間では生じていない。(FRC, ASIC, Alumina)

- ・ 監査にあたってローカルの監査人がロンドンの本部へ照会を掛けることはしばしば生じる。この時、本部からのレスポンスの早さは、ロンドンの本部との人的関係に寄ってしまうのは事実である。(DTT)
- ・ Grant Thornton では、監査事務所内のグローバル委員会が年3回会合を持ち、必ずしもロンドンが意思決定の中心ではない。できるだけ現地で決定するよう努め、ロンドンに照会しなければならないという義務はない。(Grant Thornton)

## (5) 人材教育・普及活動

- ・ 豪州では会計士団体(豪州には、ICAA、CPA Australia、及び NIA の3つの団体がある)や規制当局が、産業界に対し前向きなメッセージを一貫して伝えてきたことが功を奏して、比較的短期間で IFRS 導入を成功に導くことができた。ポジティブな面を強調することが重要である。(ICAA)
- ・ ICAA では、中小規模の事務所に勤める会員を対象に、IFRS の全体的な紹介、IFRS と豪州基準との主要な差異、個別の基準や分野に焦点を当てた内容を含む研修を提供してきた。また、導入が近づいた 2003 年や 2004 年には、より技術的・専門的な研修が実施された。さらに、重要な論点を議論するディスカッション・グループを組成する、ICAA ウェブサイトで情報提供する、ニュースレター等の出版物に Q&A を掲載する、等の活動を行った。(これらは現在も実施されている)。(ICAA)
- ・ 経営層への認識向上は、十分に対応できなかった分野である。教訓として、日本ではこの点により焦点を当てるべきである。また、より多くの場所で個別分野や産業に焦点を絞った研修も実施すべきであった。豪州では、ほとんどの研修がシドニーやメルボルンで行われたが、鉱物資源や石油ガス産業が多く集まるパースのような遠隔地にもっと注意を払うべきであった。(ICAA)
- ・ IFRS についての教育の面では、マスメディアの影響力が強いいため、彼らが IFRS に対する正しい理解を持つよう誘導することが重要である。豪州では、Financial Review 紙が IFRS 導入に協力的だった。(FRC, Grant Thornton)
- ・ 大学教育におけるカリキュラムの変更は制度変更に伴って追いついていなかった。

## (6) 公会計

- ・ 上場企業に限らず、会社法で定義される「reporting entities」に該当すれば、中小企業も含めて IFRS を使用しなければならない。また、非営利団体や公的機関(例えば政府)も IFRS を使用しなければならない。これは、企業や団体の形態に関わらず、同種の取引及び事象は、同様に会計処理されるべきという豪州会計の基本コンセプト(transaction neutral policy)が貫かれた結果である。ただし、それぞれ若干の相違点はある。(AASB, Treasury)
- ・ 個々の政府機関が、システム変更を含め、それぞれ IFRS の採用に対応した。移行には12か月を要し、最もコストが掛ったのはシステムである(概要設計から必要であったため)。豪州の公会計は1993年から豪州基準を採用してきたため、移行作業においては、それほど問題は生じなかった。(Treasury)

- ・ IFRS の導入によって、公会計部門の財務諸表は簡素化が図られた。又、国内外の民間部門との比較可能性も向上した。(Treasury)
- ・ 公的部門でも、金融商品、年金、無形資産、会計方針変更に伴う過年度財務諸表の修正、及び税務処理など、民間部門同様の問題に直面した。(ANAO)
- ・ 公会計には民間部門の IFRS に対して若干の付加的な項目が必要であり、これを検討するのが IFRS 採用後の AASB の役割の一つである。IFRS 採用以前は、AASB の他に公会計を定める別の基準設定主体があったが、IFRS 採用により AASB に一本化された。(ANAO)

#### (7) その他

- ・ 豪州には約 1,500 千社の企業があるが、その規模に応じて、財務諸表の作成義務による開示負担が異なる。中規模の企業は、財務諸表の作成義務はあるものの、開示負担は軽減されており、小規模な企業においては、財務諸表の作成義務はない。(Treasury)
- ・ IFRS の採用は、中小企業にとっては余りベネフィットでなかったと考えられる。(ASIC)
- ・ IFRS 導入により不正が増加したという報告はない。(FRC, Treasury, Alumina)
- ・ IFRS への移行時にシステム変更が必要になることから、ソフトウェアの購入について税務上の恩典が与えられた。(ACCI)

以 上